号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号) 第三条第三号及

び第四号、 第九条の二第三項並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように

改正する。

第一条の十第三項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第一条の二関係)

イ ×類物質

(1) アクリル酸デシル

(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル

(3) アジピン酸ジメチル

(4) アラクロー ル (濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。

(5) アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。)及び炭素数が六から九までのもの

の 混合物に限る。

(6) アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。

(7) アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。

(8)イソホロンジイソシアナート

(9) ウンデシルアルコー ル

(11) (10) ウンデセン

塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)

掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限る。

(13) (12) 航空用アルキラート(炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のもの

に限る。

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14)

18) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物(17) シクロヘプタン

ジイソプロピルベンゼン

・五・九

シクロドデカトリエン

次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。

, .

一・三 ジクロロプロペン

2 ジクロロベンゼン

ジチオカルバミン酸アルキル (アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭

素数が七から三十五までのものの混合物 (アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むもの

に限る。)に限る。)

(23) ジニトロトルエン

(22)

自動車燃料用アンチノック剤(アルキル鉛を含むものに限る。

(24) ジフェニル (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25)

ター

シャリドデカンチオール

N • N

ジメチルドデシルアミン

ジフェニルエー テル及びビフェニルフェニルエー テルの混合物

ジフェニルエーテル

ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物

デカン酸(ネオデカン酸を除く。

トリエチルベンゼン

トリクロロベンゼン

· 二 · 四

トリクロロベンゼン

テトラメチルベンゼン

多環式芳香族化合物

ターシャリメチルペンチルエーテル

(環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。

(45) (44) (43) (42) (41) (40) (47) (46) (39) (38)

ベータピネン ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂 パイン油 白燐(黄燐を含む。 アルファピネン ナフタレン ドデセン ドデシルフェノール ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド トリメチルベンゼン ノニルフェノール

フタル酸ジウンデシル及びフタル酸ジヘプチルを除く。) 及びアルキル基の炭素数が七から十三ま フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が七から十三までのもの(フタル酸ジイソオクチル、

でのものの混合物 (フタル酸ジイソオクチル、 フタル酸ジウンデシル及びフタル酸ジヘプチルのみ

から成る混合物を除く。)に限る。

(51) (50) フタル酸ジブチル

フタル 酸ブチルベンジル

(52) プロピレン四量体

メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル

(53)

Ν メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液

(55) (54) メチルナフタレン

(二 メトキシ

(56)

Ν

メチルエチル) _ エチル

六

メチルクロロアセトアニリド

(57) メルカプトベンゾチアゾー ルナトリウム塩溶液

(58)

ラウリン酸

燐酸アルキルアリー ル(燐酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、

オ

ル ト異性体が○・○二重量パーセント以下のものに限る。

- (6) 燐酸トリイソプロピルフェニル
- (61) 燐酸トリキシリル
- 国 際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、 環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質

と同程度に有害であるものとして指定する物質

八 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと

査定されている物質

ニイ、 ロ又は八に掲げる物質のみから成る混合物並びにイ、 口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ、

第三号イ、口若しくは八又は別表第一の二 (第十号を除く。)に掲げる物質から成る混合物及び法第

三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(同号に規定する原油、 重油、 潤滑; 油 軽

油、 灯油、 揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ、 第

三号イ、口若しくは八又は同表(第十号を除く。)に掲げる物質との混合物に限る。)であつて、こ

れを構成する各物質の濃度を重量パー セントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ

環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

以上含む廃液であつて、 イから二まで、 次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するも

の以外のものをいう。

一 Y類物質等

(1) アクリル酸

(2) アクリル酸エチル

(3) アクリル酸二 エチルヘキシル

(4) アクリル酸二 ヒドロキシエチル

(5) アクリル酸ブチル

(6) アクリル酸メチル

(7) アクリロニトリル

(8) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物 (ポリエー テルポリオー ル中に分散されたものに限る

9 亜硝酸ナトリウム溶液

(10)

アジピン酸ジ

二 エチルヘキシル

アセトンシアノヒドリン

亜麻仁油(遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。

二 アミノイソプロピルアルコール

アリー ルポリオレフィン (ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物

に限る。)

(16)亜硫酸ナトリウム溶液(濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。

(18) (17) 亜燐酸アルキル (アリルアルコール

亜燐酸 アルキル (アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。

(19) アルキ ルアリー ルジチオ燐酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物

に限る。)

(20)長鎖アルキルアリー ルスルホン酸バリウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及び

その混合物に限る。)

(21)長鎖 ァ ルキルアリー ルポリエーテル (アルキル基の炭素数が十一から二十までのもの及びその混

合物に限る。)

(22)アルキルエステル及びオレフィンの共重合体 (分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)

(23) アルキ ルエステル共重合体 (アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る

, _

(24) アルキ ル化ヒンダードフェノール (アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に

限る。)

(25) アルキルジチオ燐酸亜鉛(アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。

(26)アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。) の芳

香族系の物質を溶媒とする溶液

(27) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合

物に限る。)

(28)ア ルキ ルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基 の炭素

数が十二から十四までのものの混合物 (アルキ ル 基 の炭素数が八から十までの ŧ Ō の 濃 度が四十重

量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。

であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。

(29) アルキ ルポリグルコシド溶液 (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつ

て、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)

(30)

アルキ

ルポリグルコシド溶液

(アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物で

あつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)

(31) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛

(32)アンモニア水 (濃度が二十八重量パー セント以下のものに限る。

(33) イソプレン

(45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34)

ウンデカン酸

エチルトルエン

Ν

エチルシクロヘキシルアミン

エチルシクロヘキサン

エチリデンノルボルネン

エタノールアミン

イソプロピルエーテル イソホロンジアミン イソホロン イソプロピルシクロヘキサン

イソプロピルアミン

イソ酪酸二・二・四

トリメチル

三 ヒドロキシペンチル

エチルアミン及びその溶液 (濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。)

(47) エチル 二 (ヒドロキシメチル)プロパン 一・三 ジオールアルキルエステル(アルキ

エチル 三 プロピルアクロレイン

基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。

ル

エ チルヘキサン酸

(50) (49) (48) エチルヘキシルアミン

Ν エチルベンゼン

(51)

エチルメチルアリルアミン

エチレングリコール エチレンクロロヒドリン

(54) (53) (52)

エチレングリコー ルジアセタート

(55)

エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート エチレングリコールモノアルキルエーテル

(56)

エチレンシアノヒドリン

(71) (70) (69) (68) (67) (66) (65) (64) (63) (62) (61) (60) (59)

オレイン酸カリウムオレイン酸

塩化アリル塩化デリアルコール塩化ビニリデン

 \equiv

エトキシプロピオン酸エチル

エトキシ ニ・ニ ジメチルエタン

エチレンジアミン

オクチルアルデヒド

オクテン

オリーブ油 (遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。 (83) (82) (81) (80) (79) (78) (77) (76) (75) (74) (73) (72)

過酸化·

水素溶液

1

オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。

(濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パー

セント以下のものに限る。

吉草酸 魚油 ぎ酸 キシレ クロトンアルデヒド クレゾール 吉草酸及び酪酸二 キシレン 遊離脂肪酸が四重 ル メチルの混合物(吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。 量 パー セント未満のものに限る。

クロ 酢酸 濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。

クロ

ラ スル

ホ

ン酸

クロロト

-ルエン

(96) (95) (94) (93) (92) (91) (90) (89) (88) (87) (86) (85)

グルタ グルタ けい酸ナトリウム溶液 こはく酸ジメチル

ル酸ジメチル

四 グリホサート溶液 (グリオキサー ル溶液 クロロ (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。

クロ

朩

ル

厶

クロロベンゼン

四四

クロロフェニル)

四

四

ジメチルペンタン

 \equiv

オン

クロロヒドリン(粗製のものに限る。)

メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液

界面活性剤を含まない ものに限る。

ルアルデヒド溶液 濃度が五十重量パー セント以下のものに限る。

混酸 硝酸及び硫 酸 の混合物に限る。

酢酸二 エトキシエチ ĺ

(109) (108)(107)(106)(105)(104)(103)(102)(101)(100)(99) (98) の

酢酸ヘキシル

酢酸ブチル

酢酸ビニル

酢酸

ノルマルプロピル

酢酸シクロヘキシル

酢酸三 酢 酸 酢酸ベンジル ヘプチル

酢酸ペンチル メトキシブチル

サリチル酸メチル

に限る。

酸化ブチレン

酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物(酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のも

(119)(118)(117)(116)(115)(114)(113)(112)(111)(110) (121)(120)

四塩化炭素 酸化プロピレン シクロヘキサノー シクロヘキサノー

ル

ル及びシクロヘキサノンの混合物

シクロヘキシルアミン シクロヘキサン

・三(シクロペンタジエン二量体

シクロペンテン シクロペンタン

直鎖脂肪酸の二 エチルヘキシルエステル (直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びそ

の 混合物に限る。

脂肪族アルコー ル (炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。

脂肪 族アルコー ルポリエトキシラート (アルコー ルの炭素数が九から十一までのものであつて、

重合度が二・五から九までのもの(セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以

上のものを除く。)及びその混合物に限る。)

(122)脂肪 族アルコー ルポリエトキシラート (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて

重 |合度が一から六までのもの (セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。

及びその混合物に限る。

(123)脂肪族アルコールポリエトキシラート (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて

重合度が七から十九までのもの (セコンダリアルコー ルであつて重合度が七から十二までのもの

を除く。)及びその混合物に限る。)

(124)脂肪 族アルコールポリエトキシラート (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて

、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。)

(125)脂肪 族アルコールポリエトキシラート (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までの

も のであつて、 重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)

(126)脂肪族アルコールポリエトキシラート (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までの

ジイソブチルケトン

ジイソブチレン

ジイソプロピルアミン

ものであつて、

重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。

硝酸

硝酸

及び硝酸第二鉄の混合溶液

次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。

次亜塩素酸ナトリウム溶液(濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。

ジエチルベンゼン

ジエチルアミン

ジエチルアミノエタノー

ル

ジエタノー ルアミン

(150)(149)(148)(147) ジージジ ブ・ブノる (146)(145)(144)(143)(142)(141)(140)(139)

二・四 ジクロロフェノー・四 ジオキサン

ジエチレントリアミン

三・四 ジクロロ ー ブテンニ・四 ジクロロフェノール

ー・ニ ジクロロプロパンー・ー ジクロロプロパン

シチオカルバミン酸アルキルー・ニーシクロロフロノン

ジチオカルバミン酸アルキル (アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物

14 ジノルマルプロピルアミン

ジブチルアミン

ー・ニ ジブロモエタン

ジブロモメタン

(163)(162)(161)(160)(159)(158)(157)(156)(155)(154)(153)(152)(151)

ジプロピルチオカルバミン酸S エチル

ジメチルアミン溶液 ジペンテン

(濃度が六十五重量パー

セント以下のものに限る。

ジメチルエタノー ルアミン

ジメチルオクタン酸

N • N ジメチルシクロヘキシルアミン

ジメチ ジメチルジスルフィド ルホルムアミド

ジメチ ルポリシロキサン

重クロム酸ナトリウム溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。

水酸化カリウム溶液

水酸化ナトリウム溶液

水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限

スルホラン

タロー

(遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。

大豆油 五重 量パー

(遊離脂肪酸が○・ セント未満

> の も の

> に限る。

チオシアン酸ナトリウム溶液 (濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。

チオ硫酸カリウム(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。

テトラエチレンペンタミン

テトラクロロエタン

テトラヒドロナフタレン

テトラクロロエチレン

デカヒドロナフタレン

デシルアルコール

とうもろこし油 (遊離脂肪酸が十重 量パーセント未満のものに限る。 (188)(187)(186)(185)(184)(183)(182)(181)(180)(179)(178)(177)(176)

トリ トリエチレンテトラミン · --· 三 五 エチルアミン トリクロロエタン トリクロロエタン トリオキサン

トリクロロエチレン トリクロロ

トリフルオロエタン

トリクロロプロパン

トリデカン酸

トリデカン

トリメチル酢酸

桐ら油 油 トリ ァ (遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。 ルキル

(炭素数が十のものに限る。 酢酸グリシジル _ (199)(198)(197)(196)(195)(194)(193)(192)(191)(190)(189)

ドデカントルエンジイソシアナートトルエンジアミン

トルエン

オルトトルイジン

ドデシルキシレンドデシルアルコール

菜種油(低エルカ酸

(低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四 重量パーセント未満のものに限る。

ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液

ニトロエタン

重量パーセントのものに限る。)

ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物 (ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十

オルトニトロフェノール

(200)

(213)(212)(211)(210)(209)(208)(207)(206)(205)(204)(203)(202)(201)

ネオデカン酸ビニル ネオデカン酸 ノニルアルコール ノナン酸

ノルマルプロパノー ルアミン ノルマルブチルエー テル

ノルマルプロピルアルコール

ノネン

ニトロベンゼン

ニトロプロパン

ニトロプロパン

二硫化炭素

尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液

(226)(225)(224)(223)(222)(221)(220)(219)(218)(217)(216)(215)(214)

廃 硫 酸

ルマルヘキサン酸

発煙 硫 酸

バ レ ル ア ルデヒド

パ I ムオレイン(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。

ム核油 遊離脂肪酸が五重量パーセント未満 のも の

パ I パ I ムステアリン (遊離脂肪酸が五重量パー セント未満 に限る。 の ŧ のに限る。

パ ー Δ 油 遊離脂肪 一般が 五 重量パー セント未満 の もの に 限る。

パラア ルデヒド及びアンモニアの反応生成物

パラフィンワックス

Ν (ヒドロキシエチル) エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液

ひま L 油 遊 離脂 肪 一般が二 |重量パーセント未満 の も のに 限る。

ひま わ IJ 油 遊離脂肪 酸が七重 量 パー セント未満 のも の に限る。 (239)(238)(237)(236)(235)(234)(233)(232)(231)(230)(229)(228)(227)

フェ フタル酸ジエチル フタル酸ジウンデシル フタル酸ジイソオクチル フェノー ノ | ル

フタ

ル酸ジヘプチル

フタル酸ジヘキシル

フタル酸ジメチル

ルのスルホン酸アルキルエステル

ビス (二 ビス (二 クロロエチル) エーテル クロロイソプロピル) エーテル

ピリジン

フェニル

キシリルエタン

ビニルトルエン

(252)(251)(250)(249)(248)(247)(246)(245)(244)(243)(242)(241)(240)

プロピルベンゼン

プロピオン酸ノルマルブチル

プロピオン酸ノルマルペンチル

ブチルアルデヒド

ブチルアミン

フルフリルアルコール

フルフラール

ガンマブチロラクトン

ベータプロピオラクトン プロピオニトリル

プロピオンアルデヒド

(264)(263) (262)(261)(260)(259)(258)(257)(256)(255)(254)(253) 除く。)

ヘプチルアルコー ヘキサメチレンジイソシアナー ヘキサメチレンジアミン及びその溶液 ヘキサメチレンイミン ヘキサデシルナフタレン及び一・四

ビス (ヘキサデシル) ナフタレンの混合物

ヘキサン · 六 ヘキサンジオール (蒸留物に限る。)

ヘキシルアルコール (メチルペンチルアルコー

ル

ベンジルアルコー

ル

ルを除く。

ベンゼン(濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを

ベンゼントリカルボン酸トリオクチル

ペンタクロロエタン

(274)(273) (272)(271)(270)(269)(268)(267)(266)(265)

ホスホ 飽和脂 ホルムアミド ペンタン ・三 ペンタジエン

ホスホン酸水素ジメチル ン酸水素ジブチル

肪酸

(炭素数が十三以上のもの及びその混合物

に限る。

ホル

ムアルデヒド溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。

ポリアクリル酸アルキル (アルキル基 の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限

る。 ポリイソブチレン(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。 のキシレン溶液

ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素 (炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限

ಠ್ಠ を溶媒とする溶液

(275)ポリオレフィンアミドアルケンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混

合物に限る。)

(276)ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩 (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五

までのもの及びその混合物に限る。

(277)

ポリオレフィンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混

合物に限る。)

ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液

(279)(278)

ポリオレフィンエステル(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその

混合物 に限る。

(280)

ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩 (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十ま

でのもの及びその混合物に限る。)

(281)ポリオレフィンフェノー ルアミン (ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの

及びその混合物に限る。)

(282)ポリシロキサン

(294)(293)(292)(291)

メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物

混

合物

メタクリル酸エチル

(290)(289)(288)(287)(286)(285)(284)(283)

無水フタル酸

ポリ硫酸第二鉄溶液

無水ポ 無水プロピオン酸 リオレフィン

無水マレイン酸

メタクリル酸

メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物

メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、 メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチル

の

メタクリル酸ノニル

メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る

及びエチレン プロピレン共重合体の混合物

(295)メタクリル酸ポリアルキル (アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る

メタクリル酸メチル

メタクリル樹脂の一・二

メタクリロニトリル

ジクロロエタン溶液

メチルアミン溶液 (濃度が四十二 一重量パー セント以下のものに限る。

メチ ルアルコー . ル

(305)(304)(303)(302)(301)(300)(299)(298)(297)(296)

メチル

六

エチルアニリン

メチル 五 エチルピリジン

メチルシクロヘキサン

メチ ルシクロペンタジエン二量体

メチ ,ルジエタノー ルアミン (318)(317)(316)(315)(314)(313)(312)(311)(310)(309)(308)(307)(306)

綿実油 モル メチ モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン (重合度が二十のものに限る。 ルブテノー ホ 油 リン 遊 離脂肪酸が五重 ル

メチ ルブチルケトン (メチルイソブチルケトンを除く。 (遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。

Ν

メチル

二 ピロリドン

 \equiv

(メチルチオ)プロピオンアルデヒド

アルファ メチルスチレン

ラー ド 遊 離脂肪酸が 重量パーセント未満のものに限る。

量パー

セント未満

の も

のに限る

酪酸

メチ

ĺ

酪酸ブチル

酪酸

(330)(329)(328)(327)(326)(325)(324)(323)(322)

硫酸

ア

ルミニウム溶液

硫酸

(321)(320)(319)

長鎖 落花生油 硫 化ア (遊離脂肪酸が四 ル + ル フェ ノ | |重量パー ル カル シウム塩 セント未満 (アル の + ものに限る。 ル

基

の炭素数が八から四十までのもの及びそ

ラクトニトリル溶液 (濃度が八十重量パー セント以下のものに限る。

の 混合物 に限る。

硫化アンモニウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。

硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液

硫化ナトリウム溶液 へ 濃 度が十五重量パー セント以下のものに限る。

硫酸ジエチル

燐酸 1 リトリル(オルト異性体を一

燐酸. トリブチル

重量パーセント以上含むものに限る。

ロジン

と同程度に有害であるものとして指定する物質

八 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと

査定されている物質

ニ イ、ロ又は八に掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ、口若しくはハ、イ、 口若しくはハ、

次号イ、口若しくは八又は別表第一の二 (第十号を除く。以下この表において同じ。)に掲げる物質

から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(同号に規定する

原油 重油 潤滑油、 軽油、 灯油、 揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ、 口若しくはハ

ł 口若しくはハ、 次号イ、 口若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。 し で

あつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応

じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるも

の

三 Z類物質等

- (1) アジポニトリル
- (3) (2)(2) アセト酢酸メチル
- (4) アセトニトリル
- (5) アセトン
- (6) アミノエチルエタノールアミン
- (7) ニ アミノ ニ メチル ー プロパノール
- (8)亜硫酸水素ナトリウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。
- (9) アルキルインデン(アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。 アルキルインダン(アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。)、 及び

アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。 の 混

合 物

アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物

に限る。

(10)

(11)アルキルフェニルプロポキシラー F (アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合

物 に限る。

(12)長鎖アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が十一から四十までのもの及びその

混 合物に限る。)

アルキルベンゼン (アルキル基

の炭素数が九以上のもの及びその混合物に限る。

アルミノけ ίÌ 酸ナトリウム

(15) (14) (13) 安息香酸ナトリウム

(16)

硫黄

イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。

(18) (17) イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。) 及びシクロアルカン (炭素数が

十以上のもの及びその混合物に限る。 の混合物 (30)(29) (28) **(27)** (26)

(25) (24) (23)

(22)

(21) (20) (19)

イソ酪酸二・二・四

トリメチル

Ξ

イソブトキシペンチル

イソプロピルアルコール

エチルアルコール

エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン (アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合

物に限る。

塩化コリン溶液

塩化マグネシウム溶液

塩素酸ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。

塩酸

オクタン酸(二 エチルヘキサン酸を除く。

カプロラクタム及びその溶液

ぎ酸イソブチル

ぎ酸カリウム溶液

(42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) L١

グリシンナトリウム塩溶液

グリセリン

グリセリンモノオレイン酸

酢酸エチル 酢酸イソプロピル

酢酸

くえ ぎ酸メチル ん酸 (濃度が七十重量パー セント以下のものに限る。

掘削用ブライン(塩化カルシウム、

塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、

亜鉛塩を含まな

ものに限る。)

クロロプロピオン酸

 \equiv クロロプロピオン酸

グリコー ル酸溶液

(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。

(54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43)

酢酸 硝酸アンモニウム溶液(濃度が九十三重量パーセント以下のものに限 酒類 酢酸ナトリウム溶液 ジアセトンアルコー シクロアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。 酸化メシチル 酸化チタン 酢酸トリデシル シクロヘキサノン í メチル

硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液

植物性たんぱく質溶液(加水分解したものに限る。

ル

ジア .ルキルジフェニルアミン (アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。 (66) (65) (64) (63) (62) (56)

(61) (60) (59) (58) (57) ジエチルエー テル 水酸化マグネシウム N • N

ジエチレングリコール

ジイソプロパノー ルアミン

ジプロピレングリコール

ジメチルアセトアミド及びその溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。

ニ・ニ ジメチルプロパン 一・三 ジオール

スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液

炭酸カルシウム

炭酸エチレン

炭酸ナトリウム溶液

炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 (炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント

以下のものであつて、 硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。

(76) (75) (74) (73) (71) (78) (77)

トリエチレングリコール

(72)

(70) (69) (68)

テトラエチレングリコール

炭酸プロピレン

テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー (濃度が二十重量パー

セントのエタノー

ル溶液

に限る。)

テトラヒドロフラン

トリアセチルグリセリン

トリイソプロパノールアミン

トリエタノー ルアミン

トリプロピレングリコール

トリメチルアミン溶液(濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。

尿素溶液

乳酸

(90) (91) (89) (88) (87) (86) (85) (84) (83) (82) (81) (80)

(メチルチオ)

酪酸

ノルマルプロピルアミン

ノルマルアルカン (炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。

ビニルエチルエー テル パラアルデヒド ブロモクロロメタン ブチルアルコール ブチレングリコー ノルマルヘプタン酸 ヒドロキシ ル 四

プロピレングリコール

プロピレングリコー ルフェニルエーテル プロピレングリコー ルメチルエー テルアセタート

プロピレングリコー ルモノアルキルエー

テル

(105)(104)(103)(102)(101)(100)(99)(98)(97)(96)(95)(94)(93)

ポリプロピレングリコー ル

ポリ塩化アルミニウム溶液

ポリ燐酸アンモニウム溶液

ヘキサメチレンテトラミン溶液 · 六 ヘキサンジオール(蒸留物を除く。

ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液 (濃度が五十重量パーセントのものに限る。

ヘキシレングリコール

ペテロラタム ペンチルアルコール

ホスホン酸トリエチル

イソブチレンの酸無水物付

ポリ 加物

ポリエチレングリコー ルジメチルエーテル ポリエチレングリコール (117)(116)(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)(106)

Ν メチ メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物 メタクリル酸ドデシル 無水酢酸 メタクリル酸ブチル

メチルイソブチルケトン

ルエチルケトン メチルグルカミン溶液

(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。

メチルターシャ リブチルエーテル

メチルピリジン

メチルピリジン

四

メチルピリジン

無水こはく酸アルケニル(アルキル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る

(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)

燐酸

メチルペンチルアルコー メチルプロピルケトン

ル

メチルブチノール

メチ ルペンチルケトン

メチル メトキシブタノー

ル

メトキシ ー ブタノール

L リジン溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。

硫化アルキルフェ ノ | ル(アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。

化 脂 肪 (炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物 に限る。

濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)

硫

硫酸アンモニウム溶液

硫化水素ナトリウム溶液

硫酸ナトリウム溶液

燐酸水素アンモニウム溶液

(133)(132)(131) 燐酸トリエチル

ワックス (パラフィンワックスを除く。)

事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、

環境大臣が海洋環境の保全の見地からZ類物質

玉

[際海]

と同程度に有害であるものとして指定する物質

八 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものと

査定されている物質

ニイ、 ロ又は 八に掲げる物質 のみから成る混合物並びに第一号イ、 口若しくはハ、 前号イ、 口若しく

は ハ、 イ、口若しくは八又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質

のみから成るものを除く。)及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(同

号に規定する原油、 重油、 潤滑油、 軽油、 灯油、 揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ

口若しくはハ、 前号イ、 口若しくはハ、 ł 口若しくは八又は別表第一の二に掲げる物質との混合

物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質 の有

害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未

満であるもの

備考 この表において「重量パーセント」とは、 溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百

倍をいう。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二 (第一条の三関係)

ー カオリン

二 グルコース溶液

三石炭

四 糖みつ

五 粘 土

六 水

七 りんご果汁

八 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でない

ものとして指定する物質

九 法第九条の六第三項の規定により、 海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質

十 前各号に掲げる物質のみから成る混合物

備 考 この表において「重量パーセント」とは、 溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百

倍をいう。

別表第一の八を次のように改める。

別表第一の八(第一条の十、第一条の十一関係)

舶によりば第一号に
る 類物質等で 物艙について事前処理を行うこと。表第一第一号に 次に掲げる要件に適合する方法により当該
掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨

いた貨物艙について事前処理を行うこと。	掲げるY類物質等又
イ又は口に掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されて	二 別表第一第二号に
し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。	
定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄	
(2) 貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で	
ら除去すること。	
下になるまで貨物艙を十分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙か	
① 洗浄水中に含まれる当該物質の濃度が一キログラム当たり一グラム以	
あつては、②に掲げる方法に限る。) により洗浄水を除去すること。	
適合する方法(別表第一第一号ホに掲げる物質を排出しようとする場合に	
ローイの方法により当該物質の除去が完了した後、①又は②に掲げる要件に	
去すること。	
	して輸送されるもの

すること。	
めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去	
うち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定	
ロー当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備の	
こと。	輸送されるもの
り用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去する	みの液体貨物として
令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところによ	て船舶によりばら積
。)の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省	る2類物質等であつ
イ(当該物質(国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものに限る)	は同表第三号に掲げ

げるものを除く。)」を加え、「イ及び口」を「イから八まで」に改め、「以下この表において同じ。 別表第一の九第一号中「第一号」を「各号」に改め、「混合物である有害液体物質」の下に「(次号に掲 _ を

八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の 削り、

口の次に次のように加える。

排出率で排出すること。

別表第一の九第二号中「混合物である有害液体物質」の下に「(当該残留する有害液体物質の濃度が一キ

ログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。)」を加え、 同号排出方法に関する基準の欄を次のよ

うに改める。

排出方法は、限定しない。

別表第一の九第三号及び第四号を削り、 同表第五号中「前各号」を「前二号」 に改め、 同号を同表第三号

とする。

附則

施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「新令」 という

別表第一の九第一号口及び八の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造さ

ιį

第三条 施行日前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(次条において「法」 という。 第九条の

六第三項の規定により査定されている物質に係る当該査定 (次条第二項の規定による査定を除く。 は

施行日にその効力を失う。

第四条 この政令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一又は別表第一

の二に掲げる物質のうち、 新令別表第一及び別表第一の二に掲げられていないものを施行日以後船舶 によ

り輸送しようとする者は、 施行日前においても、 法第九条の六第二項の規定による届出をすることができ

ಠ್ಠ

2 環境大臣は、 前項の届出があったときは、 施行日前においても、同項の届出に係る物質が海洋環境の保

全 の見地から有害であるかどうかについて査定を行うことができる。 この場合において、 当該査定は、 施

行日にその効力を生ずる。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第三百

三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

正に伴い、 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書 海洋環境の保全の見地から有害である物質の指定を見直す等の必要があるからである。 の 改